

1 長時間労働の抑制等

○ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止に向けた監督指導の徹底等

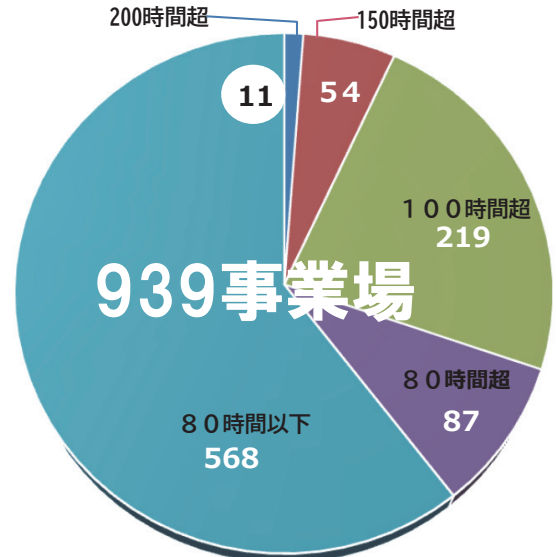
- ・ 各種情報から時間外・休日労働が月80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して監督指導を実施します。
- ・ 複数の過労死等を発生させた企業に対しては、「過労死等の防止に向けた改善計画」の策定を求め、同計画に基づく取組を企業全体に定着させるための助言・指導を実施します。
- ・ 長時間労働が複数の事業場で認められた企業に対する指導及び企業名の公表を的確に実施します。
- ・ 違法かつ重大・悪質な過重労働事案に対しては、過重労働撲滅特別対策班（かとく）による捜査を行います。
- ・ 11月の「過重労働解消キャンペーン」期間に、ベストプラクティス企業と労働局長等との意見交換会などを実施します。

働きやすい職場づくりの取組事例を共有！

▼運送事業者と荷主、大阪運輸支局長、大阪労働局長の4者で意見交換



職場環境改善の参考に！
過去のベストプラクティス企業との意見交換の詳細はこちら



違法な時間外・休日労働があった事業場数（令和6年度）

○ 医師・建設業・自動車運転者への労働時間短縮に向けた支援

- ・ 医師については、大阪府、大阪府医療勤務環境改善支援センター等の関係機関と連携して、きめ細やかな相談対応等、適切な支援を行います。
- ・ 建設業については、国土交通省等の関係機関と連携して、工事の発注者に対して、週休2日を確保した適正な工期設定、適正な請負代金の設定について、要請と働きかけを行います。
- ・ 自動車運転者については、関係省庁とも連携しながら、「荷主特別対策チーム」において発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること等について要請と働きかけを行います。また、適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知します。



建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト
「はたらきかたススめ」



労働条件を確かめよう！
広報キャラクター
「たしかめたん」



○ 長時間労働に繋がる取引環境の見直し

- ・ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法に規定する「取引上必要な配慮」等について周知し、中小受託事業者等への「しわ寄せ」防止を図ります。
- ・ 労働基準監督署における監督指導の結果、中小受託事業者等の労働基準関係法令違反の背景に、委託事業者等の中小受託取引適正化法等の違反が疑われる場合、関係機関に確実に通報します。

2 労働条件の確保・改善対策

○ 法定労働条件の確保・改善対策の推進

- 労働基準関係法令違反に対し、速やかに監督指導を行い、未然防止、早期解決を図ります。また、不適切な解雇・雇止めの回避・予防のための啓発指導を実施します。
- 労働者からの申告や未払賃金立替払制度の申請に対して、迅速・適正に必要な調査を実施し所要の対応を行います。
- 労働基準監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。
- いわゆる「スポットワーク」を利用する際の労務管理上の留意事項等について、リーフレットを用いて広く周知するとともに、監督署に相談が寄せられた場合には、丁寧に対応します。
- 度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては厳正に対処し、同種事案発生防止のために刑事事件として送検した事案等を積極的に公表します。



監督指導の様子
(イメージ)

- より多くの事業主、労働者に労働基準関係法令の周知を図るため「労働基準関係法令のあらまし」を作成するほか、説明会の開催や説明動画を配信します。

関係法令を
わかりやすく1冊に！
「労働基準関係法令の
あらまし」WEB版はこちら



○ 学生を対象とした、労働法制の周知及びアルバイト等の労働条件の確保に向けた取組の実施等

- 府内の大学等からの依頼に基づき、幹部職員等が出向いてワークルールセミナーを実施します。
- 新たにアルバイトを始める学生が多い4月～7月に「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。
- 労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイト「確かめよう労働条件」の活用を促進します。



マンガでわかりやすい！
WEB版掲載ページ

働いている方も雇用主も
それぞれの立場で学べる！
ポータルサイト



3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

○ 労働災害防止対策の推進

- 令和5年度からの5か年を期間とする大阪労働局第14次労働災害防止推進計画（14次防）を踏まえ、さらなる労働災害防止対策を推進していきます。

【14次防の目標】

- ◆ 死亡災害については、令和4年と比較して、令和9年までに5%以上減少させます。
- ◆ 死傷災害については、令和3年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数について、令和4年と比較して令和9年までに減少させます。

大阪発・新4S運動

「安全」は人々を満足にさせ、輝く笑顔にします
Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

- 事業場における自主的な安全衛生管理活動を促進するため、次の4つの活動について取り組みます。

安全見える化活動



安全Study活動



外国語にも対応！
「マンガでわかる
シリーズ」
詳細はこちら



リスク評価推進活動



職場のあんぜんサイト！
「化学物質のリスク
アセスメント支援」

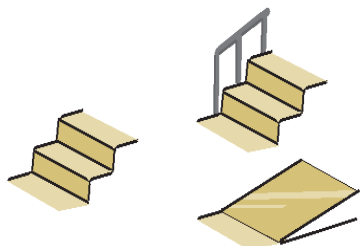
命綱GO活動



命綱 使って つなGO 大切な命
「命綱 GO 活動」

○ 改正労働安全衛生法の円滑な施行

- 高年齢者の労働災害防止のための指針（令和8年4月1日施行）及びエイジフレンドリー補助金の周知を図ることにより、高年齢労働者の労働災害を防止し、安心して働ける職場環境の改善を進めます。
- 個人事業者等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者にも義務付ける改正省令について、事業場に対して指導・周知・啓発等を行います。



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



高年齢労働者の安全・
健康確保を！
指針について



対策費用等への補助
エイジフレンドリー補助金



○ 熱中症対策

- ・ 「Stop! 熱中症クールワーク キャンペーン」に基づく取組が各事業場で適切に実施されるよう指導等を行います。
- ・ 暑さ指数表示ボードを作成し、来庁者に対し、広く暑さ指数、警戒レベルの周知を行うほか、「熱中症警戒アラート」活用の定着、異常時の措置等、広く熱中症予防対策を周知します。
- ・ 大阪産業保健総合支援センターと共催で「職場における熱中症予防対策セミナー」を開催し、大阪市消防局救急部に講師を依頼し、熱中症による救急搬送の要否の判断及び応急処置の解説を盛り込んだ「重篤化防止対策セミナー」を開催します。



有益情報盛りだくさん!
職場における
熱中症予防対策▼



○ メンタルヘルス対策及び過重労働対策等の推進

- ・ 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレッチ制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう各種説明会や指導等を行います。
- ・ 労働者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』」について周知を行います。

50人未満の事業場についても義務化!
ストレスチェック▼



○ 新たな化学物質規制の周知の取組

- ・ 令和6年から施行されている新たな化学物質規制に基づき、SDS（安全データシート）等を活用したリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置について、個人ばく露測定を導入等を含め、丁寧な指導を行います。
- ・ 化学物質管理強調月間（2月）中に、大阪府及び各自治体や各種団体と連携し、化学物質管理に関するセミナーを開催します。

化学物質管理強調月間が
新設されました!
「新たな化学物質規制」
関連はこちら▶



○ 石綿ばく露防止対策の推進

- ・ 石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨及び当該講習の修了者による調査の徹底等も含む発注者への制度の周知を図ります。
- ・ 建設アスベスト給付金制度の周知啓発を図るとともに、丁寧な相談支援を行います。

要確認!
石綿総合情報
ポータルサイト▶



○ 腰痛予防対策

- ・ 大阪府内の主要社会福祉事業者で構成される「+Safe協議会」や各種セミナーを通じ介護職員の負担を軽減する介護技術「ノーリフトケア」の周知を図ります。



腰痛予防対策の
動画もあります!
腰痛予防対策▼



介護従事者の負担軽減!
▲ノーリフトケアによる介護作業の実演

5 多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

○ 大阪府域における働き方改革の総合的な推進

- 「大阪働き方改革推進会議」（事務局：大阪労働局）において、令和8年度の基本方針を定め、政労使等が連携して働き方改革を推進します。



大阪の働き方改革を牽引！「大阪働き方改革推進会議」

○ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方・休み方の見直しの推進等

- 仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に資する取組（時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度、テレワーク等）の周知啓発を行います。
- 「働き方・休み方改善コンサルタント」による助言指導、ワークショップを実施し、企業の自主的な取組を促します。



改善に役立つ情報交換を！
ワークショップの様子

自己診断ツール、
企業の取組事例等は
こちら！
働き方・休み方改善
ポータルサイト

○ 働き方改革に取り組む企業への助成

- 生産性を高めながら労働時間の縮減に取り組んだり、勤務間インターバル制度を導入する中小企業を対象とした「働き方改革推進支援助成金」の周知を積極的に行い、活用促進を図ります。

6 総合的なハラスメントの防止対策

○ 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

- 各種ハラスメントの防止対策が適切に講じられるよう、事業主への積極的な是正指導、周知徹底を図ります。



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

社内研修にも活用できる！

周知用のポスターや

ハラスメントについての解説動画も掲載



○ カスハラ対策・求職者等に対するセクハラ対策の推進

- 改正労働施策総合推進法等の成立により、令和8年10月1日からカスタマーハラスメントや求職者等へのセクシュアルハラスメントの防止措置が事業主に義務付けられることを踏まえ、改正内容の周知を行います。法施行後は着実な履行を図ります。
- 大阪府域における職場のハラスメント対策事業を大阪府と連携の上実施し、ハラスメント撲滅に向けた取組を行います。



○ 紛争の早期解決の促進

- 各ハラスメントに関する労働者と事業主間の紛争については、労働施策総合推進法等に基づく援助や調停制度などの紛争解決援助制度を活用することにより、早期の解決を促します。

7 女性活躍推進に向けた取組等

○ 女性活躍推進法の履行確保

- ・ 法に基づく一般事業主行動計画の策定や女性の活躍に関する情報公表等が義務付けられている事業主に対し、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 法改正により、令和8年4月1日から労働者数101人以上の企業に拡大された「男女の賃金の差異」及び「女性管理職比率」等の公表義務について、対象企業に対して引き続ききめ細やかな周知を行うとともに、「女性の活躍推進企業データベース」（厚生労働省の運営サイト）の活用を促します。
- ・ 「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定について、メリットを周知し取得促進を図ります。
(大阪 えるぼし287社 プラチナえるぼし7社 令和8年2月末現在)



事業主が気になるポイントを解説！
法施行を目前に控えて改正法説明会を開催

女性が活躍できる職場づくりに
取り組んでいる企業のマーク



女性の活躍推進企業 データベース

- ・企業が情報公表に活用できます。
- ・えるぼし、プラチナえるぼし認定企業を検索できます。



○ 男女雇用機会均等法の履行確保・援助

- ・ 労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるよう事業主への指導を行うとともに、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。

○ 子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- ・ 大阪マザーズハローワーク・堺マザーズハローワーク及び府内13か所のハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育て中の方等に対して、個々の状況やニーズに応じた支援を実施します。

主な就職支援サービス

- ・ 担当者制による個別支援
- ・ 仕事と子育て等が両立しやすい求人の開拓
- ・ ライフプランに寄り添った支援
- ・ 託児付のセミナー等
- ・ 子育て中の方同士によるグループワーク
- ・ 専門家（弁護士、社会保険労務士等）による相談
- ・ 地域の関係機関や子育て支援拠点と連携した出張相談
- ・ マザーズWEEKS（秋の大規模イベント） など



両立に向けた情報交換！座談会の様子



仕事と家庭を両立したい
あなたをサポート！
マザーズポータルサイトを設置

○ お子様連れでも利用しやすい環境の整備

- ・ キッズスペースや授乳室を設置しています。
- ・ 来所が難しい方にオンラインでサービスを提供します。



お子様連れでも安心して利用可！キッズスペースの様子

8 仕事と育児・介護の両立支援等

○ 育児・介護休業法の履行確保

- ・ 育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主への報告徴収・是正指導等を行うほか、相談への対応、労働者と事業主間の紛争を迅速に解決するための援助を行います。
- ・ 令和7年度に順次改正した育児・介護休業法について、引き続き報告徴収等により履行確保を図ります。特に、3歳以降の柔軟な働き方に関する措置等、企業が選択して講じる措置については、企業の実態に応じた実効性のある措置となるよう、適切な助言を行います。

男女ともに働きやすい
環境を実現！
育児・介護休業法について



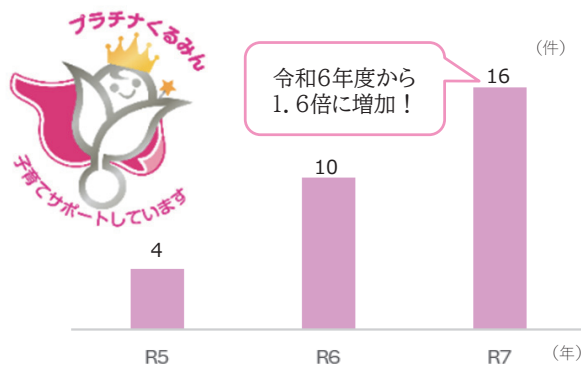
○ 次世代育成支援対策の推進

- ・ 新たに策定・変更する一般事業主行動計画において、育児休業の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握、数値目標の設定が義務付けられたことについて周知に取り組みます。
- ・ 「くるみん」「プラチナくるみん」「トライくるみん」の認定基準について周知を行い、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。
(大阪 くるみん339社 プラチナくるみん45社 令和8年2月末現在)
- ・ 不妊治療を受けやすい職場環境の整備を推進するために、不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について、周知・啓発を図ります。

子育て中のママ・パパにとって
働きやすい企業のマーク



プラチナくるみん申請件数(大阪)



プラチナくるみん認定企業の
取組を紹介！
令和7年10月2日発表
大阪労働局プレスリリース



○ 育児休業等給付制度の利用推進

- ・ 両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、令和7年4月より、「出生後休業支援給付」や「育児時短就業給付」が施行されています。この制度を含め、育児休業等給付の更なる利用促進を図るため、育児休業給付に関する専用コールセンターを活用し、被保険者や事業主等に対して周知広報に取り組むとともに、円滑な支給に努めます。



共働き・共育てを推進！
「出生後休業支援給付」
「育児時短就業給付」

○ 仕事と育児、仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ・ 職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりのため、両立支援等助成金の活用促進等により中小企業事業主を支援します。

両立支援に取り組む
事業主へ！
助成金案内ページ



両立支援等助成金

仕事と育児、介護の両立ができる職場環境整備を支援！

□ 育休中等業務代替支援コース

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、または代替要員を新規雇用（または派遣で受入）した場合に助成

□ 柔軟な働き方選択制度等支援コース

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等に助成

※「両立支援等助成金」は、上記以外にも助成コースがあります。

9 個別労働関係紛争解決の促進

○ 適切かつ積極的な相談対応、助言・指導及びあっせんの実施

- ・ 府内14か所に設置している総合労働相談コーナーにおいて、労働問題のワンストップサービス拠点として、関連法令等の情報提供を行います。
- ・ 紛争状態にある場合は、
「助言・指導」（当事者に解決方向を示し、自主的解決を促進する制度）
「あっせん」（紛争調整委員会の委員が紛争解決に向けて調整する制度）
により、民事上の個別労働関係紛争の解決を促進します。



相談はこちらへ！
総合労働相談
コーナー所在地



10 フリーランスの就業環境の整備

○ フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- ・ フリーランスから就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、発注事業者に対する調査、是正指導を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。
- ・ 申出の対象外となる事案についても、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

動画で解説！

フリーランスに対するハラスメント対策



相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポートします！
「フリーランス・トラブル110番」



ご存知ですか？ 厚生労働省

フリーランス法の就業環境整備について

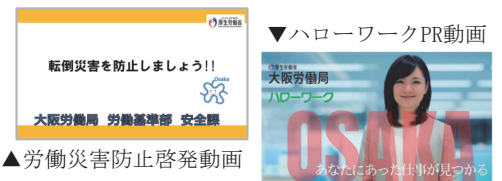
どんな対応が必要なの？

育児介護等の配慮？ ハラスメント対策？

11 効果的な広報の推進

○ SNS等の各種広報ツールを活用した情報発信の実施

- ・ YouTube、LINE、X、Instagram等のSNSやホームページ、プレスリリース、リーフレット、ポスターなど各種広報ツールを活用し、労働局の施策や制度、労働基準監督署、ハローワークの支援内容等について情報発信を行います。
- ・ 情報の受け手を意識して、より認知され、わかりやすく、伝わりやすい広報に取り組みます。



事業主・求職者双方にお役立ち情報を発信

大阪労働局
YouTube
チャンネル



大阪労働局
労働基準部
X (旧Twitter)



大阪労働局
職業安定部
X (旧Twitter)



大阪労働局
Instagram



大阪労働局
公式Instagram
マスコットキャラクター
「企画だこちゃん」



12 労災保険及び雇用保険の適正な運用・徴収

○ 電子申請の利用促進

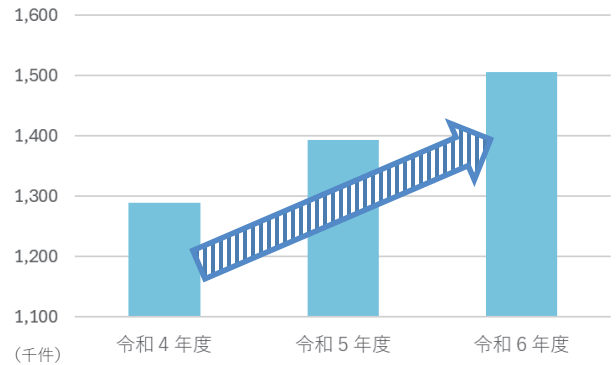
- ・ 労働保険の電子申請利用のメリットを情報発信し、更なる利用促進を図ります。
- ・ 求職者及び事業主における雇用保険手続きの更なる利便性の向上のため、マイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付の普及に向けた周知広報に取り組みます。
- ・ 令和9年1月に、雇用保険の電子申請手続きの利便性向上を目的とした改善が予定されており、電子申請の更なる利用促進に取り組みます。



24時間どこでも申告！
特設サイトはこちら



電子申請（雇用保険関係）件数（大阪）



○ 労働保険の未手続事業の一掃の取組

- ・ 労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平性の確保、労働者福祉の向上等の観点から極めて重要な課題である未手続事業の解消のため、制度の周知広報、加入勧奨を行います。また、成立（加入）手続きを自主的に行わない事業主には、職権による成立を実施し、労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって、未手続事業の一掃に取り組みます。



○ 全国平均を上回る収納率の達成

- ・ 目標達成のため「口座振替」・「電子納付」について広く周知し、利用促進を図るとともに、費用負担の公平性の観点から、着実に納入督促を実行します。

手続かんたん・らくらく支払！

労働保険をQ&Aで解説！

▼口座振替納付・電子納付

労働保険特設サイト▼



○ 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- ・ 「再就職手当」を含め、早期に再就職した場合のメリットの周知などに取り組みます。



▲就職活動をサポート！説明会で早期再就職のメリットを説明

○ 労災保険給付の迅速・適正な処理

- ・ 労災保険給付の請求については、迅速な事務処理及び適正な認定を行います。特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案は、認定基準等に基づき、迅速適正な事務処理を一層推進します。
- ・ 労災保険の窓口業務については、引き続き、認定基準に定める要件を含め相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

○ 不正受給に対する厳正な対処の徹底

- ・ 雇用関係助成金の不正受給の疑いがある事業所に対する調査等に、より一層注力します。